

資料 1

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第1回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	令和4年7月6日（水）13:00～14:21
開催場所	シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)サブアリーナ
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none">・ 委 員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、田代委員、井地委員、浅野委員、飛騨委員、城戸委員、鈴木委員、山村委員、中野委員、内藤委員、小松委員、井上委員・ 事務局：【町】木村町長（町長あいさつまで）、三橋健康福祉部長、中澤課長、越原副主幹、袴田主査、松本主任主事、本橋技師、小山精神保健福祉士 【さむかわ基幹相談支援センター】山田氏・ 欠 席：露木委員、高橋委員、湘南東部圏域ナビゲーションセンター齊藤氏（オブザーバー）、さむかわ基幹相談支援センター田中氏・ 傍聴者：5名
議 題	<ol style="list-style-type: none">1. 開 会2. 委嘱状の交付3. 町長あいさつ4. 委員自己紹介5. 会長・副会長選出【名簿・資料1】6. 議 題<ol style="list-style-type: none">(1) 議事録承認委員について【名簿】(2) 相談支援事業所からの報告について【資料2】(3) 関係機関からの情報提供について(4) 今期協議会での取り組み内容及びスケジュール（案）について【資料3・4】 <p>（今年度のテーマ）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次期福祉計画に向けたアンケートの実施・ 差別解消法のリーフレット作成と配布

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童期における支援ネットワークの構築 (5) 寒川町障がい者福祉計画実施状況及び評価について【資料5】 7. その他 8. 閉会
<p>決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認委員について 井地洋平委員、浅野瑠水委員に決定
<p>議事の経過</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 事務局：令和4年度第1回寒川町地域自立支援協議会を開催いたします。委嘱、会長・副会長の選任までの間は事務局が司会進行をさせていただきます。 2. 委嘱状の交付 事務局：委嘱状の交付をおこないます。（席順にて町長より委嘱状交付） 3. 町長あいさつ 町 長：本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。7月1日から2年間にわたって、委員をお引き受けいただき大変ありがたく思っております。本協議会をご存じのように、障害者総合支援法に則りまして、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議体でございます。市町村に設置を義務付けられておりまして、町としても協議会は平成22年度からスタートしてございます。本日は、様々な施策の報告や今後の予定など、非常に盛りだくさんの内容となっておりますので多くの皆さまからご意見を頂ければと思っております。サービスの提供体制、或いは相談支援事業を強化するためのネットワークの構築が大変重要でもございます。ご支援ご協力の程のお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。 事務局：ありがとうございました。町長におかれましては、他の公務の都合上ここで退席とさせていただきます。（町長退席） 4. 委員自己紹介 ・各委員及び事務局の自己紹介を行った。 5. 会長・副会長選出【名簿・資料1】 ・委員より会長に田代委員、副会長に浅野委員が推薦され、承諾された。

事務局：進行役を田代会長にお願い致します。

会 長：資料の確認と本協議会の出欠の報告をお願いします。

事務局：資料の確認及び出欠の報告を行った。

会 長：委員総数19人中2人の欠席でありますので、寒川町地域自立支援協議会設置要領の第6条のとおり、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立いたします。よって、これより議事を開き、協議会をすすめてまいります。次に本協議会の傍聴希望の有無について報告をお願いします。

事務局：本日傍聴者が5名いらっしゃいます。

(委員一同異議なし) 傍聴者入室。

6. 議 題

(1) 議事録承認委員について【名簿】

- ・今協議会の議事録承認委員は、井地委員、浅野委員で承認された。

(2) 相談支援事業所からの報告について【資料2】

すまいる：年度総括として、年間を通して月平均2～3件の新規相談を受けてきたが、昨年度の相談員の体制では十分な対応が出来ていなかったこともあり、人員の見直しが必要な状況であった。基幹相談支援センターが設置されたことにより、困難ケースを相談されたり、基幹相談支援センターの相談員と共同で支援にあたりする事例も増えている。介護保険と障がい者支援を併用されている利用者の増加や、利用者が高齢になり介護支援が必要な状況となったため、高齢者支援との連携が必要なケースが増加している。今後も高齢者支援との連携を図っていくという事を継続した課題として捉えている。利用者のご家族の高齢化が進んでおり、ヘルパーとの連携の必要性が高くなってきている。当事業所は、相談支援事業所にヘルパー事業所を併設しており、事業所内で円滑なやりとりを進めていきたいと考えている。実施事業については、相談内容の約7割が福祉サービス利用に関することが占めており、支援の大部分を費やしている。その中でも短期入所については、コロナウィルス感染防止の観点から、施設の受け入れが困難な状況が継続していた。町内外においてグループホームも増加傾向にはあるが、利用者とのマッチングがうまくいかないことも生じている。また、権利擁護に関しては、成年後見や金銭管理の必要性を感じるケースが増えてきているが、相談員自身が成年後見制度の利用プロセスをしっかりと理解し

ていないという課題もある。相談支援機能強化については、事業所内で定期的な相談・検討を行っているが、必要に応じて基幹相談支援センターに相談を行い、共同で支援にあたるケースも増えてきている。昨年度は、研修参加等が困難ではあったが、今年度は研修参加や困難ケースを通じて得たスキル等を相談員間で共有していきたい。地域の相談支援体制に関しては、毎月行っている寒川町委託相談支援事業所連絡会で委託相談・基幹相談・福祉課で協議検討をしてきた。他機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関しては、我々が直接指導等を行うことはないが、ケースを通じて各機関と支援を行ってきた実績があるので、各機関の役割を明確にしながら支援を行っていかれたらと考えている。居住入居等支援については、不動産屋へ同行を行い入居手続きの支援等を行うこともあった。相談支援事業所としてどこまで介入すればいいのか、関係機関の役割分担を明確にしながら支援を行う必要性を感じている。緊急対応が必要なケースは、基幹相談支援センター等と連携を取りながら対応してきたが、緊急時にどのような支援を活用していくのかを相談員も把握したうえで、利用者に情報提供を行っていく必要があると考えている。今年度の取り組みとしては、昨年度課題となっていた相談員の欠員を補充し、利用者にとって必要な支援を届けられるよう整備を行う。利用者及びご家族の高齢化については、高齢者支援との連携を強化していきたいと思っている。困難ケースの対応については、引き続き基幹相談支援センターとより一層連携を図り、相談員のスキルアップをしていきたいと考えている。また、精神障がいの方を中心に訪問看護ステーションとの連携の必要性が高まっているため、連携を深めていきたいと考えている。

ゆいっと：ゆいっとからは、障がい者等及び家族等支援に関する事業実施報告と令和3年度の事業報告の2点の報告を行う。まず、障がい者等及び家族等支援に関する事業については、児童期における支援者支援とご家族に対する支援を実施している。支援者支援については、町内の保育園及び幼稚園の巡回を行い、園の先生が発達の気になるお子さんへの対応について助言等を行っている。家族支援に関しては、親御さんのお子さんへの接し方の研修として、ペアレントトレーニングを実施した。児童期支援の効果としては、園の先生たちが抱えている困りごとに対して、相談支援事業所が関わることで、第三者に相談できるということで先生たちの負担軽減に繋がっていると実感している。支援者支援を行うことで、親御さんが直接

ゆいっとの個別相談に展開することも多く、ケースワークの入り口になると言う効果もあると感じている。次に、令和3年度の事業報告になるが、昨年度の相談の傾向として大きく二つのことが挙げられる。第一に、ひきこもりのご相談が毎月のように新規相談として入ってきている。年代は40～50歳代が多く、ご両親からの相談が大半であり、8050問題とも密接にかかわりがあると感じている。第二に、主に若年層で障がい等の診断はないが、貧困を含む様々な理由で生活のしづらさを感じている方からの相談も増加している。この2つの相談の共通点としては、必ずしも「障がい」に起因した生活のしづらさがあるわけではないという事であると感じている。それらの課題解決には様々な要素が入り混じっており、支援の展開に難しさを感じている。このようなケースは今後も増加していく事が見込まれ、その対応が委託相談支援の大きな役割を担っていくのであると考える。今後は、多職種連携が求められている中で、福祉領域の連携に留まらずより広域な機関との連携を深めていく事がより良い支援の提供に繋がることであると感じている。

基幹相談：相談支援に関する事項については、2か所の委託相談支援事業所とは異なり、主には相談員がすでに付いている方のバックアップや、転入転出等で他市町との連絡調整が必要なケース、また、障がい特性により対応が難しいケース、などに対応してきた。年齢は未就学児から、介護保険を利用されている高齢（80歳代）で障がいをお持ちの方まで、幅広い年代の方が対象となっている。相談の傾向としては、障がい特性により安心して福祉サービスを利用できておらず家族が抱え込んでいる方や、一つのご家庭に複数名の支援対象者がいるケース、過去の複雑な人間関係や家族関係から二次的な生活課題が生じている方など、相談内容は本当に多岐に渡っている。相談支援機能強化については、昨年度は基幹相談が1年を通し2か所の委託相談支援事業に定期的に訪問を行い、ケース対応を一緒に検討したり、支援対象者の同意が得られた場合には、相談支援を共同で行ったりなどの対応を行ってきた。相談員が一人で困りごとを抱える事の無いよう、チームアプローチの視点で他の機関を巻き込みながら相談支援の展開を目指してきた。自立支援協議会については、「児童期のネットワーク構築」及び「緊急時の対応」について、1年を通して取り組みを進めてきた。「緊急時の対応」については、拠点整備事業の一つにもなるが、「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」を作成し、昨年度後期より運用を開始した。毎

月定期的に実施していた委託相談支援事業所連絡会では、自立支援協議会での委員からの意見や、委託相談支援事業の報告方法の検討等を行ってきた。これまで報告書式に統一性がなかったことから、昨年度の事業報告の書式を見直したり、相談件数の計上方法の統一化を進めたりしてきた。なお、先ほどのすまいる・ゆいっとの報告の中の「相談員人員配置状況」について、記載に誤りがあったので、後日訂正させていただきたいと考えている。また、委託相談支援事業所同士の交流の場を創設、新しく開所した町内外の障がい福祉サービス事業所への訪問、また、普及啓発として障がい福祉の理解等を話す機会を設ける等を実施してきた。今後の取り組みとしては、相談支援を必要としている方々に相談支援を届けるために、個別の相談から地域づくりを行っていく仕組みづくりや、緊急時の対応を行うとともに、緊急事態が起きにくくするためのソーシャルワークの展開、障がいの有無にかかわらず、誰もが生活しやすい基盤づくりを実践していきたいと考えている。

会長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

委員：ゆいっとの相談の数値報告の中で「保育・教育」の件数が多いと感じる。従前より福祉と教育の連携の難しさがあり、学校現場に福祉が介入することに課題を感じていた。どのような形で連携を取ったのか。また、その相談は先生から相談があったのか、家族から相談があったのか。

ゆいっと：親御さんからの相談が多い。その相談を受けて、実際に学校での過ごし方を見に行ったり、学校での様子を担任に聞いたりして状況を確認している。また、学校の先生と親御さんとゆいっとの三者で面談等を行うこともある。未就学のお子さんに関しては、保育園・幼稚園と児童発達支援事業所を併用利用されている方も増えてきており、関係機関での情報共有の場を設ける等の対応をしている。

委員：ゆいっとの年度報告の中に、「適宜、養護学校への支援に関する助言等を実施」とあるが、養護学校は障がい児の教育に関しては専門家だと思うが、そこに対して助言等を行うという事は、養護学校における療育・教育が十分に行えていないという事なのか。

ゆいっと：ゆいっととしては、その児童の放課後や自宅での生活面における課題及び、親御さん自身にも支援が必要なケース等においてのかかわり方などを、学校と協議・相談しながら連携している。

(3) 関係機関からの情報提供について

- ・特になし。

(4) 今期協議会での取り組み内容及びスケジュール（案）について 【資料3・4】

- ・差別解消法のリーフレット作成と配布
- ・児童期における支援ネットワークの構築
- ・次期福祉計画に向けたアンケートの実施 他

事務局：資料1の自立支援協議会設置要領をご覧ください。協議会について簡単にご説明いたします。この協議会は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき設置されたもので、事務局は町の福祉課とさむかわ基幹相談支援センターとなります。所掌事務は（1）相談支援体制の強化に関する事、（2）町の障がい福祉施策の検討、評価及び提案に関する事、（3）町の障がい福祉に係る計画の検討、評価及び提案に関する事、（4）障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関する事、（5）協議会の運営に関する事、（6）その他協議会の目的を達成するために必要な事項となります。続きまして、資料3をご覧ください。一番上の①に、協議会の5回の会議のスケジュールがございます。また、任期は設置要領第4条により令和6年6月30日までの2年間となっております。またその下に、湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会がオブザーバーとしてこちらの町の自立支援協議会に関わるとございます。その下の②差別解消法等のリーフレット作成と配布、③児童期における支援ネットワークの構築、④次期福祉計画に向けたアンケートの実施の3点になりますが、これらが今期の自立支援協議会のテーマとなります。まず、②についてですが、先ほどの事務分掌でも触れましたとおり、自立支援協議会の中に差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会が含まれておりまして、今回このリーフレットを12月の障がい者週間に合わせて配布する予定がございます。そのためには11月までにリーフレットを印刷して広報の折込に間に合わせなくてはならないことから、8月と10月の会議で内容の検討を終わらせる必要がございます。続きまして、③については前期の協議会からの継続課題となります。昨年協議会で9月に児童期の支援機関にアンケートを実施し、今年2月の協議会においてアンケート結果を取りまとめております。今後、協議会とは別にワーキン

グループを設置してその中で検討していくことを考えております。メンバーにつきましては、事務局よりお声掛けさせていただく考えでありますが、ご参加を希望される委員の方がいらっしゃいましたら、当日配布資料の「質疑・意見用紙」にご記入いただければと思います。続きまして、④についてはこちらも先ほどの事務分掌で触れました「町の障がい福祉に係る計画の検討、評価及び提案に関すること」となります。町ではこちらのオレンジ色の冊子の「寒川町障がい者福祉計画」というものを策定しておりますが、こちらが令和3年度から5年度までの3か年の計画でして、次期の令和6年度から8年度の計画を策定するため、今年度中に計画見直しに向けたアンケート調査を実施し、5年度からはその結果を踏まえた上で次期の計画策定に取り組むこととなります。協議会ではニーズの把握をしていくために、このアンケート内容等の検討を進めてまいります。続きまして、⑤については次の議題5の内容にもなりますが、④でも述べました障がい者福祉計画につきまして、毎年前年度の取り組みの町の内部評価を取りまとめた後に、委員の皆様へ外部評価をいただいております。その上で今後の方向性と取り組み内容を考えてまいります。そして最後に、⑥については毎年11月頃差別解消地域協議会が町の総合図書館で企画展示を実施しております。内容につきましては、障がいのある方の生活の一部である事業所の紹介や作品展示と、災害時避難所での生活を想定できるような展示、また他に、障がいの種別ごとに書籍を紹介したりしておりますが、今年度は併せて県の「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及及び理念の浸透を図るため、そちらのパネル等の展示も行う予定です。日程については、11月12日土曜日から11月30日水曜日を予定しております。

(5) 寒川町障がい者福祉計画実施状況及び評価について【資料5】

事務局：資料5は寒川町障がい者福祉計画の進捗管理シートになるのですが、上から基本目標、施策分野、具体の施策、主管課とあり、その施策の内容、進捗状況と続きまして、その下の評価欄にそれに対する町の内部評価がございますので、それらを踏まえた上で委員の皆様へ外部評価をお願いするものです。回答につきましてはA3版の表裏の委員回答用の紙がございますので各施策に対する評価とその理由をご記入ください。なお、メールアドレスをいただいている委員の方につきましては、後日回答用のExcelシートを送付させて

	<p>いただきます。いただきました委員の皆様の評価を事務局で集計し、一番評価項目の多かったものをそれぞれの施策の外部評価とさせていただきます。期間が短く申し訳ございませんが、13日水曜日までのご提出をよろしくお願いいたします。</p> <p>7. その他</p> <p>委員：「ゲーム障がいのおはなし（発達障がいとの関連）」の研修会の案内があった。（当日配布資料）</p> <p>委員：「令和4年度こころの相談窓口のご案内」の紹介があった。（当日配布資料）①今年度より「酒害相談員によるアルコール個別相談」が開始され、従前の医師による相談のみならず、酒害の当事者による相談受付も開始となったので、気軽に問い合わせさせていただきたい。②「ゲートキーパー養成研修」については、コロナ禍という事もありオンラインでの研修開催となっており、併せてフォローアップ研修も実施している。</p> <p>委員：「インターネット・ゲーム依存について学ぼう」の研修の案内があった。（当日配布資料）</p> <p>事務局：次回の会議の日程は、8月17日水曜日午後1時より、場所はこちらのシンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）1階の多目的室となります。</p> <p>8. 閉会</p> <p>会長：閉会の言葉を浅野副会長からお願いいたします。</p> <p>副会長：町で活躍なさっている方々が集まっている会議ですので、2年間の任期ではございますが、皆様の様々なご意見を共有できればと思っております。以上を持ちまして、第1回の寒川町地域自立支援協議会を終了させていただきます。</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
配付資料	<p>資料1：寒川町地域自立支援協議会設置要領</p> <p>資料2：相談支援事業報告集計[令和3年度]（すまいる、ゆいっと）</p> <p>資料3：令和4年度 寒川町地域自立支援協議会等（令和4年7月～令和5年3月）でのスケジュール（案）</p> <p>資料4：児童期における関係機関のネットワークに関するアンケート</p>		

	<p style="text-align: center;">ート調査報告書</p> <p>資料5：寒川町障がい者福祉計画進捗管理シート</p> <p>(その他配布物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第1回寒川町地域自立支援協議会 意見用紙 ・寒川町障がい者福祉計画令和3年度～令和5年度実施分進捗管理委員回答用 ・委託相談支援事業所及び基幹相談支援事業所事業報告（資料2（追加）） ・研修案内：ゲーム障がいのおはなし（発達障がいとの関連） ・令和4年度 こころの相談窓口のご案内 ・研修案内：インターネット・ゲーム依存について学ぼう
<p>議事録承認委員及び議事録確定年月日</p>	<p>井地洋平委員、浅野瑠水委員 (令和4年8月1日確定)</p>

令和4年度 第1回寒川町地域自立支援協議会 質問・意見集約表

	質問・意見内容	質問・意見に対しての方針等
議題 (2)	<p>①家族の高齢化が進んでいる中、家族が急に入院した場合、当事者が一人暮らしになった時、自宅で暮らすことは重度の方でも可能ですか？</p> <p>②ヘルパーさんの人数は、毎年増えてきていますか？</p>	<p>①介護者であるご家族が急病等で不在になった際、重度の障害のある方が自宅にてお一人で過ごす事が出来るか否かは、その方の状況によって対応が異なります。ヘルパー支援を活用したり、一時的に施設等で過ごしていただいたりするなど、状況に合わせた支援を調整することになります。</p> <p>②厚生労働省の調査によると、介護職員数は増加してまいりましたが、今後不足する職員数は増加していくとされています。町内の具体的な人数は把握しておりません。</p>
	<p>コロナ対策もあって、会議の時間は1時間くらいと言わざるを得ないのですが、その時間だと仲々充分とは言いがたいですね。(言わないとそれはそれで町へ苦情が来るのでしょうか。大変ですね。)</p>	<p>大変恐れ入りますが、時間を1時間とさせていただいた中で、足りないところは質疑・意見用紙をご提出いただく形をお願いさせていただいております。</p>
	<p>書式が整理・統一され、読みやすくなりました。読み応えがありました。</p> <p>①「高齢者支援との連携」について、本人が介護保険サービスを利用する年齢になると、介護保険サービス優先になるそうですが、できれば、障害福祉サービス優先のケアプランを立てていただきたい。現状、障害福祉と介護保険のバランスはどのようになっているのでしょうか。</p> <p>②「緊急時支援プラン」について、実際に実施されたケースがありましたら、そこから見えた課題などの報告をお願いします。</p>	<p>①65歳以上及び40歳から64歳までの方で特定の疾患に該当する方につきましては、介護保険制度によるサービスが優先されます。しかし、障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能とされておりますので、その方の状況に合わせて、双方の福祉サービスの利用を調整します。</p> <p>②緊急時に対応できる人員及び協力事業所の確保が必要であるため、各機関に協力を仰いでいます。また、可能な限り緊急事態が発生しないための体制づくりが必要であると考えております。</p>
	<p>すまいる、ゆいっと、それぞれの件数集計、「支援内容」の集計表を見ると、</p> <p>①「保育・教育」は、すまいるは年間実人数0、ゆいっとは年間実人数53と数字の差があり、これは、ゆいっとに「障害者等及びその家族支援に関する事業」の取り組みがあるからでしょうか？加えて、小川原委員が質問された『福祉と教育、(療育？養育？…聞き逃しました)連携が難しいことが問題になっている』ということも関連するのでしょうか。</p> <p>②「社会参加・余暇活動」は、すまいる年間の実人数0、ゆいっと年間の実人数6、「権利擁護」は、すまいる年間の実人数3、ゆいっと年間の実人数0で、詳細に関心があります。社会参加・余暇支援はコロナ禍での減でしょうか。</p> <p>③権利擁護については、障がい児の親が健在であるゆえとか、他機関の支援(例えば社協の成年後見相談や権利擁護事業)につながったため、などでしょうか。</p>	<p>①「保育・教育」については、ゆいっとに「障害者等及びその家族支援に関する事業」があることも一因です。</p> <p>②「社会参加・余暇活動」については、報告の性質上、支援内容については「主たる相談」の1項目にのみ計上するものとなっているため、「社会参加・余暇活動」であっても福祉サービスを利用した余暇活動に関しましては、「福祉サービスの利用等」に計上されることも考えられます。また、コロナ禍以前の2019年度の報告では、すまいる年間実人数13、ゆいっと年間実人数1となっておりますので、コロナ禍の影響も考えられます。</p> <p>③「権利擁護」については、ゆいっとにつきましては、2021年度事業報告の記載の通り、「成年後見制度の利用に関しては対象となるような相談件数自体が少ない」とことによると思われれます。</p>
議題 (4)	<p>資料4「児童期における関係機関のネットワークに関するアンケート調査報告書」</p> <p>①6ページ 介入困難 「支援が必要～対象児が困っていない」⇒とてもやっかいなことだと思いますが、今後どのように介入しますか。</p> <p>②7ページ 中程 「加配」⇒支援する人員を増やすという意味ですか。</p> <p>③8ページ 情報共有 「対象児支援～入ってこない」⇒情報を求めたのに入ってないのでしょうか。情報の入手先が分からない？</p> <p>④「スーパーバイズ機能不足」⇒どのような状況ですか。</p>	<p>①介入困難なケースは、個々のケースに応じて対応してまいります。また、相談支援事業所と町で情報共有に努めてまいります。対象児は障がい者福祉計画においても増加を見込んでおります。</p> <p>②回答内容のとおり、「支援体制を工夫する」という意味であると考えます。</p> <p>③アンケート結果には、情報提供について個人情報保護の関係で町から情報提供ができないことなどがございました。</p> <p>④「スーパーバイズ機能不足」は、アンケートで「支援の必要な児童の対応に困った時に、第3者からのその児童に対する関わりの助言が欲しい」との声があり、保健師等による支援者支援(コンサルテーション)や、同じ保育士や福祉職による支援者支援(スーパーバイズ機能)が求められているものと思われれます。</p>
	<p>①児童期における支援ネットワークの構築に関するワーキンググループで「インクルーシブ教育」については話題になりそうでしょうか。</p> <p>②内容によってワーキンググループには委員以外のメンバーの参画が可能であれば、児童期における・・・のアンケートの回答をお願いした機関や『親子の会』279smile湘南』などから参画していただくのはいかがでしょうか。</p>	<p>①具体的な検討内容はワーキンググループにおいて話し合っておりますのでご了承ください。</p> <p>②メンバーの案を次回の協議会にお示しする予定ですが、児童期支援(0歳から小学生までの支援にかかわっている方を中心とする)の関係機関等を中心に事務局で検討させていただきます。</p>
	<p>寒川町障がい者福祉計画の委員回答用紙は、最初の資料送付の時に一緒にあった方がゆっくりと書くことができたように思う。</p>	<p>恐れ入ります。会議当日の配布となりましたが、なるべく早くご準備できるようにしたいと思います。</p>

議題 (5)	<p>①「寒川町障がい福祉ガイドブック」の存在を知らない人が多いと思われませんが、活用されていますか。</p> <p>②「信用金庫と地域の見守りに関する協定」とは具体的にどのようなことですか。実例はありますか。</p>	<p>①「ガイドブック」につきましては、障がい者手帳を取得された方にご利用できるサービスをご説明するためにお渡しする他、町ホームページに掲載するなどして活用しておりますが、周知にも努めてまいります。</p> <p>②信用金庫の職員が町内を巡回する際に、個人宅等にて郵便物が蓄積されているなど、日常とは異なる状況に気付いた際には町に情報提供を行い、人名救助等、緊急の対応を要する場合は警察署等に通報する他、徘徊高齢者等を発見した場合は安全確保に努めるとともに町に状況を通報するものです。今まで実際にそのような実例はありません。</p>
-----------	---	--